

掛けて安心 心のゆとり。



生命傷害
共済

傷害
共済

爽やか
共済



新潟県火災共済協同組合

「安心」と「ゆとり」をお約束する3つの共済

出資金

初めて共済に加入される場合は、出資金 1,000 円が必要です。脱退のときはお返しします。
(中小企業者以外の方は、員外利用となり出資金は不要です。)

共済掛金 と 共済金

生命傷害共済

急激かつ偶然な外来の事故と
病気が原因の死亡も補償します。

共済掛金 (月額掛金)	死亡、高度障害共済金			後遺障害 共済金	傷害(入院および通院)共済金		病気入院 共済金
	病気により死亡、 または高度障害 となったとき。 	傷害(ケガなどの事 故)により事故日か ら180日以内に死 亡または高度障害 となったとき。 	災害(交通事故など) により事故日か ら180日以内に 死亡または高度障 害となったとき。 	傷害(ケガなどの事 故)または災害(交 通事故など)によ り事故日から180 日以内に後遺障害状 態となったとき。 ※災害の場合()で表示 	傷害または災害により1週間以上医 師の治療を受けたとき。 入院 〈初日から〉  通院 〈初日から〉  入院 〈5日目から〉 		病気により継続して5 日以上入院したとき。 〈120日限度〉
800円	100万円	200万円	300万円	3万円～ 80万円 (6万円～160万円)	1日につき 1,200円	1日につき 600円	1日につき 800円
1,600円	200万円	400万円	600万円	6万円～ 160万円 (12万円～320万円)	1日につき 2,400円	1日につき 1,200円	1日につき 1,600円
2,700円	300万円	600万円	900万円	9万円～ 240万円 (18万円～480万円)	1日につき 3,600円	1日につき 1,800円	1日につき 2,400円
3,600円	400万円	800万円	1,200万円	12万円～ 320万円 (24万円～640万円)	1日につき 4,800円	1日につき 2,400円	1日につき 3,200円
4,500円	500万円	1,000万円	1,500万円	15万円～ 400万円 (30万円～800万円)	1日につき 6,000円	1日につき 3,000円	1日につき 4,000円
9,000円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	30万円～ 800万円 (60万円～1,600万円)	1日につき 12,000円	1日につき 6,000円	1日につき 8,000円

※太字は共済金額(ご契約額)を示します。

※後遺障害共済金は、同一事故により、2以上の身体障害を被った場合、傷害の場合は共済金額、災害の場合は共済金額の倍額を限度とします。

(注) 生命傷害共済300万円以上の契約の場合で、初年度契約の責任の開始日から共済期間満了の日までに疾病により死亡または高度障害となった場合の共済金は200万円とします。

加入限度 年齢により次の共済金額(ご契約額)まで加入できます。

満6歳以上60歳未満	満60歳以上65歳未満	満65歳以上70歳未満
1,000万円	新規100万円 継続1,000万円	継続100万円

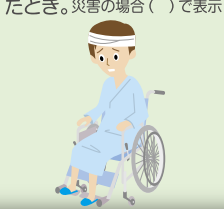
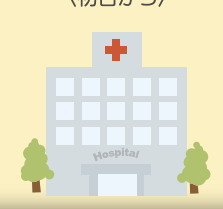
生存祝金

生命傷害共済契約の被共済者(共済の補償を受けられる方)が、満70歳の加入制限年齢に到達し、当該共済契約が満了となったとき、5,000円の祝金が給付されます。

共済期間および責任の始期

共済期間は、掛金を払い込んだ日の翌月1日の午前0時から1年とし、掛金の払い込みにより毎年自動的に継続されます。なお、加入後に発病または傷害に遇った方は、同じ共済金額について無条件で継続更新できます。責任の始期は、掛金を払い込んだ日の翌日の午前0時からとします。



共済掛金 (月額掛金)	死亡、高度傷害共済金		後遺障害共済金	傷害(入院および通院)共済金	
	傷害(ケガなどの事故)により事故日から180日以内に死亡または高度障害となったとき。 	災害(交通事故など)により事故日から180日以内に死亡または高度障害となったとき。 	傷害(ケガなどの事故)または災害(交通事故など)により事故日から180日以内に後遺障害状態となったとき。災害の場合()で表示 	傷害または災害により1週間以上医師の治療を受けたとき。 入院 (初日から) 	通院 (初日から) 
300円	100万円	200万円	3万円~80万円 (6万円~160万円)	1日につき 1,200円	1日につき 600円
600円	200万円	400万円	6万円~160万円 (12万円~320万円)	1日につき 2,400円	1日につき 1,200円
900円	300万円	600万円	9万円~240万円 (18万円~480万円)	1日につき 3,600円	1日につき 1,800円
1,200円	400万円	800万円	12万円~320万円 (24万円~640万円)	1日につき 4,800円	1日につき 2,400円
1,500円	500万円	1,000万円	15万円~400万円 (30万円~800万円)	1日につき 6,000円	1日につき 3,000円

※太字は共済金額(ご契約額)を示します。

※後遺障害共済金は、同一事故により、2以上の身体障害を被った場合、傷害の場合は共済金額、災害の場合は共済金額の倍額を限度とします。

加入限度

満6歳から満80歳未満まで加入できます。

共済期間および責任の始期

共済期間は、掛金を払い込んだ日の翌月1日の午前0時から1年とし、掛金の払い込みにより毎年自動的に継続されます。なお、加入後に発病または傷害に遇った方は、同じ共済金額について無条件で継続更新できます。責任の始期は、掛金を払い込んだ日の翌日の午前0時からとします。

共済金のお支払例(ケガの種類、部位等によるお支払い基準があります。)

生命傷害共済

病気による死亡の場合

500万円

月額掛金 4,500円

〈病気入院〉お支払例

脳梗塞で60日間
病院に入院した場合

入院1日4,000円×(60日-4日)
=224,000円

傷害共済

ケガによる死亡の場合

500万円

月額掛金 1,500円

〈通院〉お支払例

階段から落ちて足首を捻挫し20日間通院
(実通院日数6日)

通院1日3,000円×20日間
=60,000円

爽やか共済

ガン診断共済金

150万円

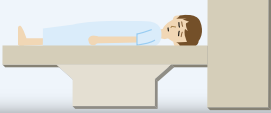
月額掛金 3,000円

〈ガン診断〉お支払例

初めてガンと診断(診断時55歳)され
治療で20日間入院

ガン診断共済金1,500,000円
入院1日2,400円×(20日-4日)=38,400円
=合計1,538,400円

疾病による給付金

	疾病による死亡、高度障害	ガン診断共済金	生前共済金	病気入院共済金
共済掛金 (月額掛金)	死亡または高度障害となったとき。 	初めて医師よりガンと診断されたとき1回を限度とします。 (ただし初年度契約は共済期間の始期から10カ月を経過した日の翌日以降に診断された場合に対象となります。) 	疾病により、余命6カ月と診断されたとき。 	継続して5日以上入院したとき入院の5日目から120日を限度として共済金を給付します。 (入院5日目から) 
1,000円	100万円	60歳未満 50万円 60歳以上 25万円	50万円	1日につき 800円
2,000円	200万円	60歳未満 100万円 60歳以上 50万円	100万円	1日につき 1,600円
3,000円	300万円	60歳未満 150万円 60歳以上 75万円	150万円	1日につき 2,400円

傷害による給付金

一般傷害による死亡、高度障害	交通傷害による死亡、高度障害	一般傷害または交通傷害により			生前共済金
事故日から180日以内に死亡または高度障害になったとき。 	事故日から180日以内に死亡または高度障害になったとき。 	後遺障害 事故日から180日以内に後遺障害状態となったとき。 	入院 事故日から90日以内に5日以上入院したとき。 (初日からとし、入院日数120日を限度) 	通院 事故日から90日以内で治療期間が5日以上通院をしたとき (同一事故について1回を限度とし、共済期間内について2回が限度) 	交通傷害または一般傷害により、余命6カ月以内と診断されたとき。 
200万円	300万円	3万円~80万円	1日につき 1,500円	一律 5,000円	50万円
400万円	600万円	6万円~160万円	1日につき 3,000円	一律 10,000円	100万円
600万円	900万円	9万円~240万円	1日につき 4,500円	一律 15,000円	150万円

※太字は共済金額(ご契約額)を示します。

※後遺障害共済金は、同一事故により、2以上の身体障害を被った場合は、共済金額を限度とします。

お祝い金による給付金

結婚祝金	共済期間開始の日から10カ月経過後に婚姻し、その証明を公の機関に届出した場合。	共済掛金(月額掛金)1,000円の場合→ 1万円
出産祝金	共済期間開始の日から10カ月経過後に出産し、その証明を公の機関に届出した場合。	共済掛金(月額掛金)2,000円の場合→ 2万円
生存祝金	満65歳に達し、当該共済契約が満了となったとき。	共済掛金(月額掛金)3,000円の場合→ 3万円

加入限度

健康で正常に就業し、または日常生活を営んでいる方で、次の年齢に該当する方は無審査で加入できます。
新規加入…満6歳以上60歳未満
継続加入…満65歳未満

共済期間および責任の始期

共済期間は、掛金を払い込んだ日の翌月1日の午前0時から1年とし、掛金の払い込みにより毎年自動的に継続されます。なお、加入後に発病または傷害に遇った方は、同じ共済金額について無条件で継続更新できます。責任の始期は、掛金を払い込んだ日の翌日の午前0時からとします。

支 払 基 準

◎災害・交通傷害(爽やか共済) 次の事故に起因して死亡、または高度障害状態となった場合に給付します。ただし、地震、噴火または津波を起因とする場合を除きます。

イ、交通事故

運行中の自動車、自転車等との衝突または電車、自動車、航空機、船舶等に搭乗中の事故。ただし次の主な傷害を除きます。

- 被共済者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または運転資格の停止期間中に自動車等を運転している間、酒に酔った状態で自動車等を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- 被共済者が自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴカートその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)または試運転をしている間に被った傷害
- 船舶乗務員、漁夫、船頭その他船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員若しくは生徒である被共済者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間に被った傷害
- 職務として荷役作業(土砂などの積み込み、積卸作業を含む。)および交通乗用具の修理点検、整備、清掃の作業中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
- 航空運送事業者が路線を定めて運航する航空機(定期便、不定期便を問いません。)以外の航空機を被共済者が操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間に被った傷害
- 被共済者がグライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間に被った傷害

□、改札口を有する交通乗用具の乗車場構内(改札口の内側をいいます。)での外部から急激に作用する偶発的な出来事によって被った傷害

ハ、道路通行中の被共済者が建造物、工作物からの物の落下、崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下および火災または破裂、爆発によって被った傷害

ニ、台風、竜巻、落雷

ホ、建物の外壁の崩落または建物の火災(発生時に建物内にいた場合に限りです。)

※ 爽やか共済では上記二、ホは交通傷害には該当しません。

◎高度障害共済金 責任開始日以降に発生した疾病または傷害を原因として共済期間中に下記の高高度障害状態に該当した場合に給付します。

(傷害の場合は責任開始日以後に発生した傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に下記の状態に該当した場合となります。)

《高度障害状態》

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはしゃく機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
(注) ①「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服脱着・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。②「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。(視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。)視野狭さくまたは眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。③「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。イ、音声構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、舌頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合。ロ、脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不能となり、その回復の見込みがない場合。ハ、声帯全部のてき出により発音が不能の場合。④「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。⑤「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいいます。上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全硬直で、回復の見込みのない場合をいいます。

後遺障害共済金基準

傷害(ケガなどの事故)または災害(災害・交通傷害)によりその事故の日から180日以内に次の身体障害を生じた場合に支払います。なお、後遺障害共済金は、その被共済者の共済金の額にその身体傷害状態に対応する支払割合を乗じて得られる金額とします。

身体障害状態	支払割合	身体障害状態	支払割合
1. 眼の障害		7. 腕(注4)、脚(注5)の障害	
(1) 1眼が失明した場合	60%	(1) 1腕または1脚を失った場合	60%
(2) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%	(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く喪失した場合	50%
(3) 1眼が視野狭窄(注1)となった場合	5%	(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く喪失した場合	35%
2. 耳の障害		(4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合	5%
(1) 両耳の聴力を全く失った場合	80%	8. 手指の障害	
(2) 1耳の聴力を全く失った場合	30%	(1) 1手の母指を指節間関節以上(注6)で失った場合	20%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	5%	(2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合	15%
3. 鼻の障害		(3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上(注6)で失った場合	10%
(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%	(4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合	5%
4. しゃく、言語の障害		9. 足指の障害	
(1) しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合	35%	(1) 1足の第1の足指を指節間関節以上(注6)で失った場合	10%
(2) しゃくまたは言語の機能に障害を残す場合	15%	(2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合	8%
(3) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%	(3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上(注6)で失った場合	5%
5. 外貌(注2)の醜状		(4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合	3%
(1) 外貌に著しい醜状を残す場合	15%	10. 神経系統の機能または精神の著しい障害により終身労務に服することができない場合	50%
(2) 外貌に醜状(注3)を残す場合	3%		
6. 脊柱の障害			
(1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合	70%		
(2) 脊柱に運動障害を残す場合	30%		
(3) 脊柱に変形を残す場合	15%		

(注1) 正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいいます。

(注2) 顔面・頭部・頸部をいいます。

(注3) 顔面においては直径2cmの癬癬、長さ3cmの線状痕程度をいいます。

(注4) 「腕」とは、手関節以上をいいます。なお、「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。

(注5) 「脚」とは、足関節以上をいいます。なお、「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。

(注6) 「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。

備考

1. 失明および聴力の喪失は、完全かつ永久の場合に限りします。
2. 上肢(腕および手)または下肢(脚および足)の身体障害については1肢ごとの支払割合は傷害については60%、災害については120%を限度といたします。
3. 別表2の各号に該当しない後遺障害に対しては、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2の各号に掲げる区分に準じ、後遺障害共済金の支払額を決定します。ただし、別表2の1.(2)、(3)、2.(3)、4.(3)および5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害共済金を支払いません。
4. 同一事故により、2以上の身体障害を被った場合は、傷害については100%、災害については200%を限度として、その合計の支払割合を適用します。
5. 自動車損害賠償責任保険、労働者災害補償保険の支払基準と異なります。

◎病氣入院共済金

病氣により継続して5日以上病院に入院した場合は、入院5日目から入院日数120日を限度として病氣入院共済金を支払います。なお、前回の病氣入院の退院日後1年以内に再び病氣で病院に継続して5日以上入院した場合も入院5日目から病氣入院共済金を支払います。ただし、前の入院日数と通算して120日が限度となります。

◎傷害入院、通院共済金

ケガなどの事故または交通事故などの災害により事故の日から90日以内に医師の治療を受け、その治療期間が1週間以上におよんだ場合や転医、中断、長期治療、整形外科治療の場合は、当組合の支払基準により、給付日数を決定します。また、同一の事故については1年間を給付限度とします。後遺障害共済金が支払われる場合で、かつ傷害入院共済金および傷害通院共済金が支払われる場合は、合算して主契約の共済金額を限度として支払います。ただし、同一の事故により後遺障害共済金を支払った場合は、以後の傷害入院共済金および傷害通院共済金は支払いません。また、爽やか共済の通院共済金は同一事故は1回を限度とし、共済期間内において2回を限度とします。

支払い共済金の競合

- 死亡共済金または高度障害共済金を受けた場合は、当該期間中について病氣入院共済金は給付しません。
- 死亡または高度障害共済金と傷害入院共済金および傷害通院共済金は重複して支払います。
- 後遺障害共済金が支払われる場合で、かつ傷害入院共済金および傷害通院共済金が支払われる場合は、合算して主契約の共済金額を限度としていずれも支払います。ただし、同一の事故により後遺障害共済金を支払った場合は、以後の傷害入院共済金および傷害通院共済金は支払いません。

- 病氣入院中に傷害または災害により、医師の治療を受け、傷害入院共済金または傷害通院共済金の給付を受けたときは、重複する入院期間中の病氣入院共済金は支払いません。
- 死亡共済金を支払う場合で、既に生前共済金を支払っているときは、支払うべき死亡共済金から既に支払った生前共済金を差し引いて支払います。

共済金をお支払いできない主な場合

お支払いできないもの

1. 共済契約者または共済金受取人の故意
2. 被共済者の故意ならびに犯罪行為または闘争行為
3. 被共済者に対する刑の執行
4. 被共済者の自殺（ただし、生命傷害共済、爽やか共済については初年度契約の共済契約満了後の継続契約の場合は、共済金額相当額を支払います。）
5. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
6. 共済契約者または被共済者が告知の際に、故意若しくは重大な過失により事実を告げなかったか、または、事実でないことを告げた場合

上記1～6の他に傷害、災害による補償の対象とならないもの

- イ. 被共済者の精神障害または泥酔状態の間に生じた事故
- ロ. 被共済者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ハ. 被共済者の薬物依存による事故
- ニ. 被共済者が、法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または運転資格の停止期間中に自動車若しくは原動機付自転車（以下「自動車等」といいます。）を運転している間、酒に酔った状態で（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。）で自動車等を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- ホ. 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様）若しくは核燃料物質に汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ヘ. 上記ホ以外の放射線照射または放射能汚染
- ト. 上記ホの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- チ. 原因のいかんを問わず、被共済者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的多発所見のない場合
- リ. 前記5（お支払いできないもの）の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

重要事項説明書

ご加入にあたって重要な事項が説明されています。必ず一読、ご確認ください。

ご契約にあたって

共済期間について ▶▶▶

共済掛金を払い込んだ日の翌月1日の午前0時から1年間とし、掛金の払込により自動的に継続されます。なお、共済掛金を滞りしたときは、払い込み期間の応当月末日をもって契約は失効します。

共済金の請求、支払 ▶▶▶

共済金を受けられる理由が発生した場合には、支払事由が生じたときから60日以内に当組合に備え付けの必要書類でご請求ください。請求が遅れた場合は、共済金を受けられないことがあります。なお、共済金は共済契約者へお支払いします。

出資金について ▶▶▶

初めて共済に加入される場合は出資金1,000円が必要です。脱退のときはお返しします。（中小企業者以外の方は員外利用となり出資金は不要です。）

税法上の特典 ▶▶▶

事業所で負担した役員・従業員・専従者に係る掛金は、全額損金処理できます。（一定の条件があります。）

生命保険料控除の対象となります。（生命傷害共済、爽やか共済のみ）

配当金 ▶▶▶

剰余金は利用分量配当金として組合員に還元されます。

重要事項について

ご契約に際しての重要事項

- **申込時における注意事項** 申込書の項目のなかで被共済者の氏名、生年月日および申込日現在の被共済者の健康状態などの重要な事項について、ご報告がないときや事実と違うことをお知らせいただいたときには、共済金をお受け取りにできない場合や、組合がご契約を解除させていただく場合がありますので、申込書には誤りや漏れのないように正しく記入してください。
- **共済金額のご確認** 生命傷害共済には、被共済者の年齢によってご契約できる金額に限度がありますので、ご契約の際は限度を超えない範囲でお申し込みください。また、限度を超えた部分の共済金額は、無効となり、共済金をお支払いすることはできませんのでご注意ください。

- 生命傷害共済300万円以上の契約の場合で、初年度契約の責任開始日から共済期間満了の日までに疾病により死亡または高度障害となった場合の共済金は200万円とします。

ご契約内容について

- **更新継続** ご契約期間満了の日から2週間前までに、ご契約者からの申し出がない場合、ご契約は更新継続されます。
- **共済契約の重複加入** 1人につき、それぞれ1つの種類および共済金額に限るものとします。ただし、生命傷害共済および爽やか共済は傷害共済契約との重複加入をすることができます。
- **共済掛金の払込方法** 共済掛金は、申込と同時に払い込まなければなりません。ただし、分割払をすることができます。分割払の場合、払込期限は、応当月の末日までとし、期限までに払込みがない場合、共済契約は失効となります。
- **共済掛金の払戻** 当組合は、解約・脱退請求書類が提出された場合は、月の翌月から起算した未経過共済期間に対し、既に払い込まれた共済掛金から月割計算による共済掛金を、共済契約者に払い戻します。ただし、死亡共済金、高度障害共済金を受けとられた場合は除きます。

ご契約に当たりましては、上記の重要事項説明および普通共済約款等を十分にご確認・ご了解のうえ、共済契約申込書をご提出ください。申込書にいただく契約申込印は、この重要事項説明をお受けになられた印およびお客様に関する情報の取扱いについての同意印も兼ねておりますので、ご了承ください。また、ご契約者と被共済者が異なる場合には、上記記載事項を被共済者にもお伝えください。なお、共済金の算出は当組合の別に定める支払基準によります。

- **契約の消滅** 被共済者の死亡または高度障害状態となったときは共済契約は消滅します。（死亡、高度障害共済金の支払事由が生じた場合で分割払いによる未払込の共済掛金があるときは共済金から差し引きします。）

ご契約後の重要事項

- **ご契約内容の変更** ご契約内容に変更が生じる場合には、必ず事前に組合または取扱代理所にご通知ください。ご通知がないと、変更後に生じた事故については共済金をお支払いできない場合があります。
- **事故発生のご連絡** 病気・けがにより事故が発生した場合には、ただちに組合または取扱代理所にご連絡ください。
- **お客様に関する情報の取り扱いについて** この共済契約のお申込みに際して、お客様よりご提供いただいた情報につきましては、共済制度の健全な運営とお客様に対するサービス提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- 共済契約の引受（審査を含みます。）、共済金の支払その他当組合の共済契約の履行および付帯サービスの提供
- 再共済契約の締結または再共済金の受領等のため、再共済取引先に対して再共済契約上必要な情報を提供する場合
- 共済事故の調査（関係先に対する照会、情報提供等を含みます。）
- 当組合の共済事業ならびに共済事業に付帯する事業、および当組合と協力関係にある関係団体の共済商品・各種サービスの案内・提供ならびに共済の市場調査・共済商品・サービスの開発・研究

その他の重要事項

- 共済契約証書および共済掛金領収書は大切に保存してください。
- 組合は、異常災害等その他の事由により損失金をてん補するため、共済金を削減、または共済掛金を追徴することがあります。

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳細については、取扱代理所または当組合にお問い合わせください。



新潟県火災共済協同組合

〒951-8063 新潟市中央区古町通七番町1010番地 古町ルフル9階

TEL 025-201-6502

【受付時間】 平日 午前8:30～午後5:15

（土・日・祝日、年末年始を除きます。）

取扱代理所